

# 令和5年3月定例会 提出議案（概要）

- 議案第29号  
北九州市個人情報保護に関する法律施行条例について
- 議案第30号  
市長の給与の特例に関する条例について
- 議案第31号  
北九州市退職手当基金条例について
- 議案第68号  
副市長の給与の特例に関する条例について

総 務 局

## 議案第29号

「北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例について」

### 1 条例制定の理由

デジタル社会が進展する中、官民で利用されている個人情報について、「個人情報の保護」と「データの利活用」の両立を図りつつ、新たな産業の創出や、活力ある経済社会、豊かな国民生活の実現を目指すため、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正された。

改正個人情報保護法は、令和5年4月から地方公共団体に直接適用され、個人情報の定義、取扱い、開示請求等の個人情報保護制度について、国、地方自治体、民間事業者等に全国共通のルールが規定され、解釈も国の個人情報保護委員会に一元化されることになる。

これに伴い、現行の北九州市個人情報保護条例を廃止し、新たに改正個人情報保護法を施行するために必要な細則や同法により委任された事項を定めるため、この条例を制定するもの。

### 2 条例の主な内容

#### (1) 帳簿の作成及び公表（第3条）

改正個人情報保護法により義務付けられている個人情報ファイル簿の作成及び公表（本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルが対象）と同様に、対象者の数が1,000人未満の個人情報ファイルについても帳簿を作成及び公表することを規定する。

#### (2) 開示、訂正及び利用停止（第4条～第12条）

改正個人情報保護法において条例で定めることとされる手数料の額を無料とし、現行の個人情報保護条例と同様に写しの交付に要する費用を納付しなければならないと規定する。

また、開示請求については、原則として請求があった日の翌日から起算して14日以内、訂正及び利用停止請求については29日以内を決定期限とする。

#### (3) 北九州市個人情報保護審査会の設置（第13条）

個人情報の開示請求等に係る審査請求について、諮問に応じ、調査審議等を行うため、行政不服審査法に基づき市に北九州市個人情報保護審査会を設置すると規定する。

#### (4) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第25条）

改正個人情報保護法において条例で定めることとされる行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額について、政令で定める額と同額とすると規定する。

ア 新規に行政機関等匿名加工情報の利用の提案を行い、提供を受ける場合  
21,000円＋匿名加工に要する時間当たり3,950円  
＋匿名加工を委託する場合の委託料

イ 既に提供を受けた事業者が、利用目的を変更して再度提供を受ける場合  
12,600円

※行政機関等匿名加工情報制度について…別紙のとおり

## (5) 罰則（第28条）

北九州市個人情報保護審査会の委員が、職務上知ることができた秘密を漏らした場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると規定する。

## 3 施行期日

令和5年4月1日（改正個人情報保護法施行と同時）

## 4 参考

### (1) 北九州市個人情報保護審査会からの答申

#### ア 審査会における審議経過

- (ア) 第1回会議（令和4年10月31日） 諮問及び論点整理
- (イ) 第2回会議（令和4年11月10日） 論点整理及び中間取りまとめ案
- (ウ) 第3回会議（令和4年12月22日） 市民意見募集の結果報告及び答申案
- (エ) 第4回会議（令和5年1月6日） 答申

#### イ 検討内容

- (ア) 開示請求に係る手数料
- (イ) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料
- (ウ) 「条例要配慮個人情報」の規定追加
- (エ) 個人情報ファイル簿の作成及び公表
- (オ) 開示請求における不開示情報の範囲
- (カ) 開示決定等の期限（開示・訂正・利用停止請求の決定期限）
- (キ) 審査会への諮問（審査請求）
- (ク) 審査会への諮問（審査請求以外）

#### ウ 答申内容

改正個人情報保護法の趣旨を踏まえた上で、現行の個人情報の取扱いや開示請求等の手続等について、法施行後も可能な限り現状を維持することなどを提言するもの。

### (2) 市民意見募集の結果

- ア 意見募集期間 令和4年11月18日（金）～同年12月16日（金）
- イ 提出意見数 4件（2人）
- ウ 主な意見

改正された個人情報保護法施行後も、従来の個人情報保護条例と同等以上に個人情報が保護されるなら異論はない。

行政機関等匿名加工情報の提供にあたっては、悪用されることのないよう確認するとともに、十分に加工がなされているかどうか市が責任をもって確認していただきたい。

#### エ 意見に対する考え方

個人情報保護制度の運用の際に参考とする。

## ■行政機関等匿名加工情報制度について

行政機関や地方公共団体等が公表した個人情報ファイル簿に対し、民間企業から提案があった場合、適合性を審査した上で契約し、匿名加工情報を提供するもので、都道府県及び政令指定都市に令和5年度からの導入が義務付けられた制度。

### ① 「行政機関等匿名加工情報」とは

行政機関が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないように加工し、かつ、復元できないようにした情報（≠個人情報：第三者への提供について本人の同意は不要）

### ② 行政機関等匿名加工情報の作成方法に関する基準（個人情報保護法施行規則第62条）

ア 特定の個人を識別することができる記述（氏名、生年月日等）の全部又は一部を削除  
例） I D、12345、小倉 太郎、男、119 歳 → I D 12345、~~小倉 太郎~~、男、119 歳

イ 個人識別符号（基礎年金番号、介護保険証に記載された番号等）の全部を削除  
例） I D、12345、小倉 太郎、男 119 歳 → I D ~~12345~~ ~~小倉 太郎~~、男、119 歳

ウ 個人情報と他の情報とを連結する符号（管理用 ID 等）の削除  
例） I D、12345、小倉 太郎、男 119 歳 → ~~I D~~ ~~12345~~、~~小倉 太郎~~、男、119 歳

エ 特異な記述等（家族構成等）を削除  
例） I D、12345、小倉 太郎、男 119 歳 → ~~I D~~ ~~12345~~、~~小倉 太郎~~、男、~~119 歳~~

### ③ 提案募集の具体的な流れ



### ④ 提供に際しての主な審査基準（個人情報保護法第114条、法施行規則第62条）

ア 提案事業者が提案する加工の方法が、特定の個人を識別できず、また保有個人情報を復元できないように②の基準に適合すること

イ 提案事業者の提案する事業の目的及び内容が、新たな産業の創出や、活力ある経済社会、豊かな国民生活の実現に資するものであること

例）健康や福祉関連等の情報を活用した新たなビジネスの創出  
医療機関が保有する医療情報を活用した病気の予防や新薬の開発

ウ 作成された行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに安全管理の措置（提案事業者が講ずる行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止、適切な管理のための措置）が、本人の権利利益を保護するために適切なものであること

## 議案第30号

「市長の給与の特例に関する条例について」

### 1 議案提出理由

市長の給与を減ずる特例を設けるため、必要な事項を定めるもの。

### 2 条例内容

この条例の施行の日<sup>1</sup>に在職する市長に対して、令和5年4月1日から令和9年2月19日までの間における給料、地域手当及び期末手当について、それぞれ本来の額から1割減じた額を支給する。

### 3 施行期日

公布の日

### 4 経過措置

市長就任日（令和5年2月20日）からこの条例が適用されるまでの間に満額支給された給与について、その1割相当分を調整するため、令和5年4月分の給料及び地域手当の額については、その減じる割合を2.35割とする。

## 議案第31号

「北九州市退職手当基金条例について」

### 1 議案提出理由

令和5年4月1日から職員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、令和5年度から令和14年度までの期間は、2年に一度、定年退職者が生じないことから、当該期間に定年に達する者に係る退職手当の支給額が年度間で大幅に増減することが見込まれる。

そのため、当該期間における退職手当の財源を安定的に確保することを目的とし、一定の財源を毎年度積み立てる北九州市退職手当基金を設置するため、この条例案を提出するもの。

### 2 条例内容

#### (1) 設置（第1条）

基金の目的及びその設置について規定する。

#### (2) 基金の積立て（第2条）

基金に積み立てる額について、本市が予算で定める額を積み立てることを規定する。

#### (3) 管理（第3条）

基金に属する現金についての保管方法について規定する。

#### (4) 運用益金の処理（第4条）

基金の運用から生じる収益を基金に編入することを規定する。

#### (5) 繰替運用（第5条）

基金に属する現金の繰替運用について規定する。

#### (6) 処分（第6条）

基金の処分について、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り可能とする旨を定める。

#### (7) 委任（第7条）

この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関することについて、別に市長が定めることを規定する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

（定年の段階的な引き上げが令和5年度から開始されるため）

### 4 失効期日

令和15年3月31日

（定年の段階的な引上げの影響により、定年退職者の発生が2年に一度となる期間が令和14年度で終了するため）

## 議案第68号

「副市長の給与の特例に関する条例について」

### 1 議案提出理由

副市長の給与を減ずる特例を設けるため、必要な事項を定めるもの。

### 2 条例内容

令和5年4月1日から令和9年2月19日までの間における副市長の給料、地域手当及び期末手当について、それぞれ本来の額から5%減じた額を支給する。

### 3 施行期日

公布の日